

弘前市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域
型保育事業者に係る業務管理体制検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査についての基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 検査の対象は、法第55条第2項の規定に基づき、市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(検査の実施方針)

第3条 検査では、特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査は、「一般検査」と「特別検査」とする。

2 一般検査は、定期的かつ計画的に行うものとし、書面の提出にて行うことを基本とする。

3 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

(1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(検査事項)

第5条 検査を行うに当たっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているか確認するものとする。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(検査結果に基づく措置)

第6条 検査の結果、改善を要すると認められた事項については、検査終了後、速やかに、検査対象特定教育・保育提供者に対して、検査結果を説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行うものとする。

2 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、改善の有

無を確認するものとする。

3 指導、助言等を行った事項について、適切な改善がなされない場合には、必要に応じて、法第 57 条に基づく勧告等の措置を講じるものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。